

宝山寺駅前線等の道路修景整備設計（予備）業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

本業務は、市道宝山寺駅前線（以下、「駅前線」）及び市道宝山寺参詣線支線 8 号（以下、「支線 8 号」）を対象に行う。駅前線は、生駒ケーブルの宝山寺駅から宝山寺参道へと続いているが、現在はアスファルト舗装が老朽化し、歴史ある参道へつながっていることの趣きを感じることができない状態である。また、支線 8 号は、沿道に旅館や神具店といった参道らしさを感じさせる雰囲気がある一方で、コンクリート舗装がひび割れているなど、周辺景観と調和ができていない。これら2つの路線について、歴史及び文化的な背景、沿道土地利用、沿道景観、整備された宝山寺参道の石段等を踏まえ、修景整備（景観製品、道路構造の計画を含む）に関する次年度以降の詳細設計に向けた各種検討を行うものである。

なお、駅前線へ続く道路は、いずれも車両の進入ができない階段形状となっている。駅前線の修景整備にあたっては工事車両の搬入を可能とするため、支線 8 号の道路構造の変更を含め検討を行うものである。

(2) 業務名

宝山寺駅前線等の道路修景整備設計（予備）業務

(3) 業務内容

「宝山寺駅前線等の道路修景整備設計（予備）業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 15 日まで

2 業務に要する費用（予定価格）

8,635,000 円（税込）

なお、参考見積額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(3) 過去 5 年間（令和 3 年度から令和 7 年度まで）に国又は地方公共団体が発注した同種業務（街なみ環境整備事業に係る業務）又は類似業務（道路舗装改修又は整備に係る設計業務、景観形成に係る検討業務等）の受託実績があり、その実績が本業務の予定価格の 2

分の1以上であること。なお、現在業務履行中の場合であっても受託実績に含むものとする。

(4) 管理技術者として、「道路」の分野における技術士(総合技術監理部門または建設部門)又は RCCM(道路)のいずれかの資格取得者(提案者との雇用関係を証明できるものに限り)を配置できること。

(5) 照査技術者として、次に掲げるいずれかに該当する者を配置できること。なお、管理技術者と兼任しての配置は不可とする。

- ・「都市及び地方計画」の分野における技術士(総合技術監理部門または建設部門)
- ・「道路」の分野における技術士(総合技術監理部門または建設部門)
- ・「造園」の分野における技術士(総合技術監理部門または建設部門)
- ・RCCM(都市計画および地方計画)の資格取得者
- ・RCCM(道路)の資格取得者
- ・RCCM(造園)の資格取得者

(6) 担当技術者として、「都市及び地方計画」の分野における技術士(総合技術監理部門または建設部門)又は RCCM(都市及び地方計画)のいずれかの資格取得者(提案者との雇用関係を証明できるものに限り)を1名以上配置できること。なお、管理技術者又は照査技術者がこれらの資格取得者である場合は、配置を省略することができる。

(7) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(9) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を

利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和8年9月7日(月)正午まで(必着)

(2) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、電子メールで提出すること。
※ これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 回答日 令和8年9月8日(火)

(4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、企画提案書・業務スケジュールのみ副本6部

ア 会社概要(様式3)

イ 技術者の概要(様式4)

ウ 業務実績調書(様式5)

「3 参加資格(4)」に該当する業務実績を5件以内で記載すること。また、その業務実績の根拠となる契約書等及びその業務内容がわかる仕様書等の写しを添付すること。

エ 管理技術者等調書(様式6)

オ 管理技術者の経歴及び実績等調書(様式7)

「3 参加資格(4)」に該当する業務実績を5件以内で記載すること。また、その業務内容が分かる仕様書等及び当該管理技術者が関わったことが分かるテクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

カ 照査技術者の経歴及び実績等調書(様式8)

「3 参加資格(4)」に該当する業務実績を5件以内で記載すること。また、その業務内容が分かる仕様書等及び当該照査技術者が関わったことが分かるテクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

キ 企画提案書(任意様式)

ク 業務スケジュール（任意様式）

ケ 参考見積書（任意様式で内訳の分かるもの）

※発行責任者と担当者の氏名、連絡先を記載していれば、押印の省略も可。

<記載項目>

企画提案書は「宝山寺駅前線等の道路修景整備設計（予備）業務仕様書」に基づき、概ね以下の内容を記述すること。また、<留意事項>を加味し、作成すること。

- ・現地踏査により調査する項目とその調査手法
- ・周辺地域が抱える課題及びその把握方法
- ・修景整備について検討の手法、整備に向けたコンセプトなど
- ・概算工事費の算出過程と項目
- ・その他、目的を達成するために必要な追加提案を積極的に行うこと

<留意事項>

- ・企画提案書及び業務スケジュールには、事業者名は記入しないこと。
- ・企画提案書と業務スケジュールはまとめて綴じること。
- ・企画提案書は、表紙・目次・図面を除きA4判4ページ以内とし、片面刷りとする
- こと。
- ・業務スケジュールはA3版1ページとし、A4判に合うように折り込むこと。
- ・図面がある場合はA3版1ページ程度とし、A4判に合うように折り込むこと。
- ・文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。
- ・モノクロ、カラーは問わない。

（2）提出期限等

- ①提出期限 令和8年9月14日（月）16時まで（必着）
- ②提出場所 生駒市役所都市整備部 都市づくり推進課 都市計画係
- ③提出方法 持参又は郵送によること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6 審査方法

（1）第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を、審査基準に基づいて審査し、一定基準に達している提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和8年9月17日（木）予定

（2）第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記7（3）で示す審査基準に基づいて再評価するとともに、下記7（4）でヒアリ

ング等の内容に応じて加算点を追加し、最も優れている提案を特定する。ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

実施日：令和8年9月28日（月）予定

（第1次審査を省略する場合、9月17日（木）予定）

（3）審査結果の通知

- ① 第1次審査…審査結果を電子メールにより通知する。なお、選考された者のみ、第2次審査の詳細を、電話及び電子メールで通知する。
- ② 第2次審査…審査結果を電話及び電子メールにより通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

（1）業務実績・実施体制

10点／100点

評価項目		評価の着眼点
		判定基準
会社の業務実績	同種業務又は類似業務等※の実績（実績の件数）	過去5年間の実績（5件）を評価する。 ・同種業務の実績がある。（1点／件） ・類似業務の実績がある。（0.5点／件）
管理技術者及び照査技術者	同種業務又は類似業務等※の実績（実績の件数） （関わったことが書類から確認できるものに限る）	過去5年間の実績（5件）を評価する。 ・同種業務の実績がある。（1点／件） ・類似業務の実績がある。（0.5点／件） ・複数名の場合は、平均とする。

※同種業務又は類似業務等で本業務の予定価格の2分の1以上の業務とする。

（2）参考見積書

15点／100点

見積金額に関する評価

（3）企画提案の内容

75点／100点

項目		内容
1	現状把握	・現地踏査により、当該路線のみならず沿道の生活環境等を適切に把握し、沿道を含めた一体の環境としての現状把握に努める提案となっているか。 ・具体的な調査手法が示されているか。（ヒアリング等）

2	修景整備手法の検討	・駅前線、支線 8 号の整備の検討に向け、具体的な検討手法が明確になっており、有効性があるか。 ・整備に向けたコンセプトが明確になっているか。 ・費用対効果を意識した検討を行う提案になっているか。
3	支線 8 号のアクセス性・道路形状の検討	・比較検討にあたって、比較項目などの手法が明確になっているか。 ・地域が抱える課題を適切に理解し、その解決に向けた検討を行える提案となっているか。 ・費用対効果を意識した検討を行う提案になっているか。
4	協議資料作成	・沿道各戸との協議等への活用に向けた、一般市民にとっても理解できる内容での資料を作成する提案となっているか。 ・提案のあった合意形成の手法は、実現性・有効性のある内容となっているか。
5	業務内容の理解度	・本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点が優れているか。
6	追加提案	・検討するにあたり、仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があり、本業務に相応しい内容であるか。

8 日程

公示	令和 8 年 8 月 25日(火)	
質問受付締切	令和 8 年 9 月 7日(月)	正午まで
質問回答	令和 8 年 9 月 8日(火)	生駒市ホームページに掲載
企画提案書等受付締切	令和 8 年 9 月 14日(月)	16時まで
第1次審査	令和 8 年 9 月 17日(木)	(予定)
第2次審査	令和 8 年 9 月 28日(月)	(予定)※
結果通知	令和 8 年 9 月 29日(火)	(予定)
契約締結	令和 8 年 9 月下旬	(予定)
業務開始	令和 8 年 9 月下旬	(予定)

※ 第1次審査を省略する場合、第2次審査は、令和8年9月 17日(木)に実施予定。

また、それ以降の日程も同様に繰り上げる。

9 失格事項

提出書類又は提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコツ額が、2 業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。また、受託候補者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 「実施体制表」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。なお、プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市都市整備部都都市づくり推進課計画係 担当：吉田・岩川

生駒市東新町8-38 TEL：0743-74-1111（内線）3310

電子メール：ikotoshi@city.ikoma.lg.jp